

平成25年10月 3日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

【記者発表資料】 1 / 2

解禁日指定 平成25年10月4日11:30以降

特殊車両指導取締りを実施します。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の老朽化の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

今回、平成25年10月4日（金）に特殊車両指導取締りを実施する予定です。

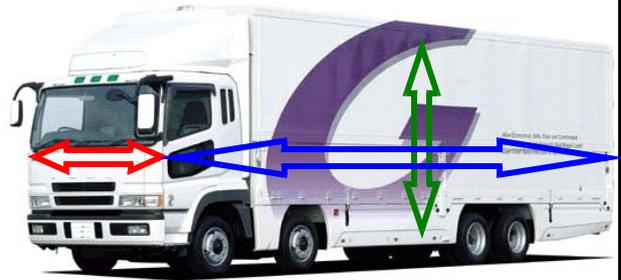
実施日時：平成25年10月4日（金）

9時30分～11時30分

実施場所：鹿児島市小山田町 国道3号

実施機関：鹿児島国道事務所、
鹿児島西警察署

実施内容：検量基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。



※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ

幅 2.5 m、長さ 12.0 m、高さ 3.8 m、総重量 20 t など

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

管理第一課長 渡辺 繁城（内線431）

TEL（099）216-3111（代表）

【位置図】

